# 民法

## 制限行為能力者・意思表示

問1 □□□　令和2年度［問03］1

Aが所有するマンションの一住戸である甲につき、成年被後見人であるAは、成年後見人Bの事前の同意を得て甲を第三者に売却した。この場合、成年被後見人であるAが、甲を第三者に売却した場合に、Aが成年後見人Bの事前の同意を得ていたときは、Aは、甲の売買を取り消すことができない。

問2 □□□　令和2年度［問03］2

Aが所有するマンションの一住戸である甲につき、行為能力者であるAが、Cを代理人として甲を第三者に売却した場合に、代理行為の時にCが被保佐人であったときは、Aは、Cの制限行為能力を理由に、甲の売買を取り消すことができる。

問3 □□□　令和2年度［問03］3

Aが所有するマンションの一住戸である甲につき、被保佐人であるAが、保佐人Dの同意を得ることなく甲を売却した後に、相手方がAに対し、1箇月以上の期間を定めて、Dの追認を得るべき旨の催告をした場合において、Aがその期間内にその追認を得た旨の通知を発しないときは、Dがその行為を追認したものとみなされる。

問4 □□□　令和3年度［問01］2

Aが、Bとの間で、自己の所有するマンションの一住戸甲をBに売却する旨の契約を締結した。Aは所有権を移転する意思がないにもかかわらず、Bと通謀して売買契約を締結し、所有権移転登記を済ませた後に、BがAに無断で、その事情を知らない第三者Cに甲を転売した場合に、Cにその事情を知らないことについて過失があるときは、Aは、Cに対して、虚偽表示による当該売買契約の無効を主張することができる。

# 民法

## 制限行為能力者・意思表示

### 問１ ✖

原則として、成年被後見人が単独で行った行為は、取り消すことができる（民９条本文）。そして、後見人の同意がある場合も取り消すことができる。また、取消権者には、成年被後見人本人も含まれる（同 120 条１項）。したがって、ＡはＢの同意を得ていた場合でも、甲の売買を取り消すことができる。

### 問２ ✖

代理人が制限行為能力者であった場合、その者が代理人としてした行為は、行為能力の制限（制限行為能力）を理由として取り消すことができない（民 102 条本文）。したがって、本肢の場合、本人Ａは、代理人Ｃの制限行為能力を理由に、甲の売買を取り消すことはできない。

### 問３ ✖

被保佐人が、その保佐人の追認を得るべき旨の催告をされたにもかかわらず、その期間内にその追認を得た旨の通知を発しないときは、取り消したものとみなされる（民 20 条４項）。

### 問４ ✖

Ａは「所有権を移転する意思がないにもかかわらず、相手方Ｂと通謀して売買契約を締結」していることから、Ａの意思表示は通謀虚偽表示である。通謀虚偽表示は、当事者間では保護に値しないことから、無効であるが（民 94 条１項）、例外として、善意の第三者にはその無効を主張することができない（同条２項）。よって、Ｃは善意であるから、Ａは、Ｃに対して、当該売買契約の無効を主張することができない。

問5 □□□　令和3年度［問01］4

Aが、Bの強迫を理由として当該売買契約を取り消した場合に、Aの取消し前に、Bが、その事情を知らず、かつその事情を知らないことについて過失のない第三者Eに甲を転売していたときは、Aは、Eに対して取消しの効果を主張することができない。

## 代理

問6 □□□　令和3年度［問04］2

Aが、自己の所有するマンションの一住戸甲をBに売却する契約の締結について、Cに代理権を授与した。Cが、売却代金を着服する目的で、当該代理権の範囲内において、当該契約を締結した場合に、Bが、Cの当該目的を知ることができたときは、Cの行為は代理権を有しない者がした行為とみなされる。

問7 □□□　令和3年度［問04］3

Aが、自己の所有するマンションの一住戸甲をBに売却する契約の締結についてCに代理権を授与した場合に、Cの子Dは、CがAから預かった書類をA及びCに無断で持ち出し、Aの代理人と称して当該契約を締結したところ、これを知ったBが、Aに対して、追認をするかどうかを確答すべき旨の催告をした場合に、相当の期間内に確答がなかったときは、Aは追認をしたものとみなされる。

問8 □□□　令和5年度［問03］2

Aが、代理権を有しないにもかかわらず、Bの代理人と称して、Cとの間でB所有のマンションの一住戸の売買契約を締結した場合に、本件売買契約が締結されたときに、CがAに代理権がないことを知っていた場合は、Cは、Bに対して、追認をするかどうかを確答すべき旨を催告することができない。

問9 □□□　令和5年度［問03］3

Aが、代理権を有しないにもかかわらず、Bの代理人と称して、Cとの間でB所有のマンションの一住戸の売買契約を締結した場合に、CがBに対し、相当の期間を定めて、その期間内にAの無権代理行為を追認するかどうかを確答すべき旨を催告した場合において、Bがその期間内に確答をしないときは、Bは、追認を拒絶したものとみなされる。

問５ ×

強迫による意思表示は取り消すことができ、その取消しは、善意かつ無過失の第三者にも主張することができる（民 96 条１項、３項参照）。したがって、本肢の場合、Ａは、Ｅに対して取消しの効果を主張することができる。

## 代理

問６ ○

代理人が自己または第三者の利益を図る目的で代理権の範囲内の行為をした場合において、相手方がその目的を知り、又は知ることができたときは、その行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす（民 107 条）。よって、本肢の場合、Ｃの行為は代理権を有しない者がした行為とみなされる。

問７ ×

無権代理行為が行われた場合において、相手方は、本人に対し、相当の期間を定めて、その期間内に追認をするかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、本人がその期間内に確答をしないときは、追認を「拒絶」したものとみなされる（民 114 条）。

問８ ×

本人が追認できる場合において、相手方は、本人に対し、相当の期間を定めて、その期間内に追認をするかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる（民 114 条前段）。この催告権は相手方が無権代理であることを知っていた場合にも認められる。したがって、ＣがＡに代理権がないことを知っていた場合であっても、催告することができる。

問９ ○

本人が追認できる場合において、相手方は、本人に対し、相当の期間を定めて、その期間内に追認をするかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、本人がその期間内に確答をしないときは、追認を拒絶したものとみなす（民 114 条）。したがって、ＣがＢに催告をした場合に、Ｂがその期間内に確答をしないときは、Ｂは追認を拒絶したものとみなされる。